

姫路獨協大学 動物実験施設管理運営委員会規程

(平成26年2月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学動物実験規程第5条第4項の規定に基づき、姫路獨協大学動物実験施設管理運営委員会（以下、「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、動物実験施設（以下、「施設」という。）に関する、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設の管理運営に関する事項
- (2) 施設の利用に関する事項
- (3) 施設の管理運営に係る予算及び決算に関する事項
- (4) その他、施設の管理運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する薬学部及び医療保健学部の教員、各1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する薬学部及び医療保健学部の教員、各1名
- (3) 動物実験委員会委員長
- (4) その他、学長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第3号の委員を除く委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成26年 規程第6号）

この規程は、平成26年2月20日から施行する。